

事務連絡
令和2年5月22日

各福祉事務所長 殿

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

住居喪失者等に対する住居確保相談事業の実施について

標記の件につきまして、東京都が設置している住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業（TOKYO チャレンジネット）では、住宅情報提供システム（以下「本システム」という。）を構築し、各区市の自立相談支援機関に賃貸物件情報を提供することにより、生活困窮者の住宅確保を支援しており、生活保護受給者についても「住宅情報提供システムの利用における生活保護受給者の取扱いについて」（平成27年7月10日付東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課長、保護課長通知）により支援しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急事態措置に伴う緊急一時宿泊場所（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（宿泊場所の確保等について）」（令和2年4月10日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）によるビジネスホテル。）の利用者などの住居喪失者等の居宅移行を進める必要があることから、令和2年5月25日より、下記のとおり本システムを活用し、住居確保相談事業（以下「本事業」という。）を実施いたします。各区市において積極的に利用していただくよう、よろしくお願いいたします。

【本文】
記

1 本事業の概要・支援の流れ

本事業は、TOKYO チャレンジネットが、各区市の福祉事務所及び自立相談支援機関からの依頼により、住居喪失者等の居宅移行に関する相談・支援を行うものです。居住先の確保にあたっては、本人の希望に基づき本システムにて提供されている不動産物件情報から物件の候補を探し、賃貸借契約締結までの手続き（契約手続きの指導や助言、物件の内覧同行等を含む。）に関する支援を行います。支援期間は支援申込書の到着から物件の賃貸契約まで概ね1ヶ月程度を見込んでいますが、支援の状況により、見込みより長く時間がかかる場合があります。また、生活保護受給者の物件の契約にかかる費用（保証料、アパート契約料等）については生活保護基準内で必要な扶助費の支給を行ってください。

2 本事業の対象者

都内における生活保護受給者（申請中の者を含む。）、自立相談支援機関への相談者であって、アパート等の安定した住居を持たない者（緊急一時宿泊場所、無料低額宿泊所及び簡易宿所入所者等）であり、居宅生活ができると認められる者（TOKYO チャレンジネットにおける一時利用住宅の利用者を除く。）。

3 本事業の利用方法

別添1「住居喪失者等に対する住居確保相談事業の利用方法について」をご参照ください。

4 本事業の実施期間

令和2年5月25日から令和3年3月31日（以下「本年度」といいます。）（TOKYO チャレンジネットによる紹介料金を支給する場合、支給料金の支給日より前日まで）

5 その他

本人の希望に基づき TOKYO チャレンジネットが紹介する物件は、実施機関の管轄外の物件になることもあります。その場合、通常どおり移管の取り扱いとなりますが、保護の空白が生じること等がないよう、適宜、実施機関相互の連絡を行ってください。

以上

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局生活福祉部保護課

担当：簗・鈴木

電話：03-5320-4064

住居喪失者等に対する住居確保相談事業利用の手続きについて

(生活保護受給者用)

○福祉事務所が「住居喪失者等に対する住居確保相談事業」（以下「本事業」という。）による支援を生活保護受給者へ実施していく際の一連の流れを示しています。

【別添2】「住居喪失者等に対する住居確保相談事業フローチャート」とともにご確認ください。

【手続き1】

福祉事務所は、アパート等の安定した住居を持たない者（緊急一時宿泊場所、無料低額宿泊所及び簡易宿所入所者等）であり、居宅生活ができると認められる者（課長通知第7の問78参照）に対して、住居確保を支援する目的で本事業の利用が必要と判断した場合、以下の書類を下記の提出先へ郵送にて提出してください。

- ①【別紙1】支援依頼通知書（福祉事務所用）
- ②【別紙2】住宅相談ヒアリングシート※TOKYOチャレンジネットが居住先の物件を探すにあたり必要な情報が記載されたものです。本ヒアリングシートをもとに、事前に本人とのヒアリングを行ってください。
- ③【別紙3】TOKYOチャレンジネット（住居確保相談事業）利用申込書兼同意書
なお、本事業の利用に当たっては、携帯電話を所有するなど、常時電話連絡が取れることが必要となります。

【手続き2】

依頼を受けたTOKYOチャレンジネットは電話、メール等により本人と直接連絡を取り合い、住宅情報提供システムをもとに居住先物件を探し、賃貸借契約締結に向けた支援を行います。TOKYOチャレンジネットより質問・照会等があった場合は対応してください（特に契約締結時に必要な費用の支払い時にトラブルが起きない様、保護費で支給可能な範囲や、支給日等について情報共有するなど、十分な連携支援を行ってください。）。

【手続き3】

住居の賃貸借契約締結の段階になりましたら、本人から福祉事務所へアパート契約料等の申請をしていただきますので、必要な扶助費の支給を行ってください。

【手続き4】

住居の賃貸借契約が締結された際、又は何らかの理由により契約ができなかった際に
は、【別紙4】支援終了報告書によりTOKYOチャレンジネットから福祉事務所へ報告
し、支援は終了となります（支援ができないと判断された時も同様です。）。なお、保護
費支給にあたり必要な挙証資料、申請書等は必ず本人から収取してください。

（別紙4）支援終了報告書	（別紙4）支援終了報告書
【資料提出先】	東京都新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイジア3F
TEL 160-0021	担当：TOKYO チャレンジネット
電話：	（別紙4）支援終了報告書
FAX：	（別紙4）支援終了報告書

住居喪失者等に対する住居確保相談事業フローチャート

生活保護受給者※申請中の方含む

生活保護受給者以外の方

福祉事務所

- 居宅生活が可能かについて判断
- 本人から必要情報を聞き取り、ヒアリングシートに記入

各区市福祉事務所
へ相談

- 本人から利用書兼同意書を微取
- チャレンジネットへ支援依頼通知書を提出（ヒアリングシート、利用申込書兼同意書を添付）

自立相談支援窓口

- 居宅生活が可能かについて判断
- 本人から必要情報を聞き取り、ヒアリングシートに記入

各区市自立相談
支援窓口へ相談

- 本人から利用書兼同意書を微取
- チャレンジネットへ支援依頼通知書を送付（ヒアリングシート、利用申込書兼同意書を添付）

【福祉事務所】
チャレンジネットへ
各書類を提出

TOKYO
チャレンジネット
(都から業務委託)

- メール、電話連絡及び必要に応じて面接相談により相談支援
- 住宅情報連携不動産業者からの民間賃貸物件情報の提供
- 契約手続きの指導や助言など賃貸借契約への支援
- 本人の希望に沿った民間アパートの紹介・斡旋

- ※1 必要な情報の提供等を福祉事務所・自立相談支援窓口へ依頼することがあります。
- ※2 支援の終了後、結果について福祉事務所・自立相談支援窓口へ報告します。

【自立相談支援窓口】
チャレンジネットへ各
書類を提出

安 定 し た 住 居 を 確 保

支援依頼通知書（福祉事務所用）

令和 年 月 日

TOKYOチャレンジネット

所長 [REDACTED] 殿

[REDACTED] 区市

福祉事務所長

住居喪失者等に対する住居確保相談事業の利用について（依頼）

下記の者について、TOKYOチャレンジネットの「住居喪失者等に対する住居確保相談事業」による支援が必要であるため、支援を依頼します。

記

氏 名	
生 年 月 日	
支援を必要とする理由	

【問い合わせ先】

[REDACTED] 区市 福祉事務所

担当：

電話：

メールアドレス：

令和 年 月 日

住宅相談ヒアリングシート（住居喪失者等に対する住居確保相談事業用）

本人情報

氏名（ふりがな）	(ふりがな)		
連絡先（携帯番号）			
生年月日（年齢）	昭和 年	平成 年	月 日 (歳)
就業先の詳細	職種・雇用形態・勤続年数・就労先の最寄り駅など		
収入（額面）			
保証人の有無	有	無	有の場合：続柄・所在地・年齢
緊急連絡先	続柄・所在地・年齢 ※契約手続きに必要なため、緊急連絡先は必ず記入してください。		
身分証明証	運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・		

居住物件希望	内容	備考
第一希望エリア		
第二希望エリア		
第三希望エリア		
最寄駅からの所要時間		
参考：管内地区住宅扶助基準	円	
参考：敷金等支給上限額	円	
参考：更新料等支給上限額	円	
間取り		
階数		
洋・和室		
風呂	有・無でも可	
鍵の交換	有・無でも可	任意の場合交換不要かどうか
洗濯機置き場（室内外）	有・無でも可	
エアコン	有・無でも可	
駐輪場・駐車場など		

その他 設備条件希望

その他伝達事項があればお願いします。（転宅理由、生活保護受給理由、自己破産履歴など）

過去の家賃滞納履歴は分かればその保証会社名や不動産会社名も。

TOKYOチャレンジネット

TEL : [REDACTED] FAX : [REDACTED]

TOKYO チャレンジネット（住居確保相談事業）

利用申込書兼同意書

TOKYO チャレンジネット所長様

私は、TOKYO チャレンジネットの住居確保相談事業の利用を申し込みます。また、当事業を利用するにあたり、次の誓約事項及び同意事項について同意します。

《誓約事項》

- (1) 安定した地域生活を営むため、相談援助に沿って努力すること。
- (2) 相談内容に、虚偽の申告をしないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

《同意事項》

- (1) 支援を受ける際に必要な公的身分証明書等の取り寄せを TOKYO チャレンジネットに依頼する場合は、個人情報提供に同意すること。
- (2) TOKYO チャレンジネットが必要に応じて福祉事務所が保有する情報の提供を受けることについて同意すること（この事業の履行にあたり必要な情報に限る。）。
- (3) 個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報保護規定に基づき利用目的の範囲に限って利用するが、事業目的を達成するために必要な範囲において関係機関の間で相互利用されること。

令和 年 月 日

氏名

(印)

生年月日 昭和・平成 年 月 日 生まれ

住 所

電話番号 () —

支援終了報告書（福祉事務所用）

令和 年 月 日

_____ 福祉事務所長 殿

TOKYOチャレンジネット

所長 [REDACTED]

住居喪失者等に対する住居確保相談事業による支援の終了について（通知）

下記の支援対象者について、TOKYOチャレンジネットの「住居喪失者等に対する住居確保相談事業」による支援が終了したため、下記のとおりお知らせします。

記

1 支援対象者氏名：

2 支援結果について

物件の賃貸借契約を締結しました（物件入居開始日：令和 年 月 日）。

その他

(

)